

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 住宅性能証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第18条に規定する性能証明業務の手数料（以下「手数料」という。）は、別表1に掲げる額とする。

2 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積もりとする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(再発行手数料)

第4条 住宅性能証明書の再発行を行う場合の手数料は、3,300円（税込）とする。

(手数料の支払方法等)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務約款の規定による。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の加算)

第6条 別表2に定める区域において現場審査を実施する場合は、同表の額を、別表1の現場審査手数料に加算する。

(附則)

この規程は、平成24年8月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月30日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年3月15日より施行する。

この規程は、令和4年2月20日より施行する。

この規程は、令和6年4月5日より施行する。

別表 1 住宅性能証明業務手数料

単位：円（税込）

性能証明項目等審査内容 ※3	手数料の額（1件につき）		
	書類審査	現場審査	合計
省エネ性能基準			
断熱等性能等級によるもの	27,500	30,800	58,300
軽微な変更 ※1	13,750		
設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2	5,500	30,800	36,300
建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2	5,500	15,400	20,900
一次エネルギー消費量等級によるもの	33,000	36,300	69,300
軽微な変更 ※1	16,500		
設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2	5,500	36,300	41,800
建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2	5,500	15,400	20,900
耐震性能基準			
軽微な変更 ※1	38,500	46,200	84,700
建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの	19,250		
建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの	38,500	30,800	69,300
設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2	5,500	46,200	51,700
建築基準法の検査済証により、竣工現場 審査を省略できるもの	5,500	30,800	36,300
建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2	5,500	15,400	20,900
バリアフリー基準			
設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の 確認書又はフラット35S 設計検査に関する 通知書が活用できるもの ※2	22,000	30,800	52,800
建設住宅性能評価書が活用できるもの ※2	5,500	15,400	20,900

※1 書類審査後において軽微な変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。

※2 協会が発行したものに限る。

※3 性能証明項目が2以上の場合は、それぞれの手数料の合計とする。

別表2 区域により現場審査料金に加算する額

単位：円（税込）

現場審査料金に加算する区域	加算する額
相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、 足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村	現地での現場審査1回につき 11,000
相模原市(緑区を除く)、小田原市、秦野市、伊勢原市、 中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、 松田町、開成町、愛甲郡愛川町	現地での現場審査1回につき 1,100